

訪問看護ステーション 樫の木 運営規程

(指定居宅療養管理指導)

(事業の目的)

第1条 大和メディカル株式会社（以下「事業者」という）が設置する訪問看護ステーション樫の木（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師から提出される主治医意見書に基づき必要性が認められた利用者に対し、看護職員による居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する看護職員は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
2. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うことにより、療養生活を支援し心身機能の維持回復を図る。
3. 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 訪問看護ステーション樫の木
2. 所在地 山形県山形市上町四丁目6番24号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名（常勤 看護職員と兼務）
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、指定訪問看護ステーションの管理者との兼務を可とする。
 - ・管理者は主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう、必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅療養管理指導の提供に関し、従業者に遵守させるために必要な事項についての指揮命令を行う。
2. 従業者 看護職員 11名（看護師 常勤3名、非常勤4名・准看護師 常勤2名、非常勤2名）
 - ・看護職員は居宅療養管理指導等の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 日曜日から土曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
3. 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請の基づき営業時間外の対応を行うことが出来ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、山形市とする。

(指定居宅療養管理指導等の種類)

第7条 居宅療養管理指導等の種類は、看護職員の行う居宅療養管理指導等とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。)
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、利用者またはその家族にサービス内容及び費用について事前に文書で説明し、同意する旨の署名(記名押印)を得ることとする。
3. 前2項について、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更するものとし、その場合は事前に変更の内容と事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者に説明するものとする。
4. 通常の実地地域を超えて行う居宅療養管理指導に要した交通費は、1回の利用につき300円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医等に連絡する。また、速やかに当該利用者の家族及び担当の介護支援専門員に連絡して必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(苦情処理)

第10条

1. 事業者は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 事業者は、提供した居宅療養管理指導に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5. 事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
6. 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の守秘義務)

第11条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。
2. 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条

1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

1. 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
2. 事業者は従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅療養管理指導サービスの提供をさせないものとする。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、大和メディカル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

平成28年12月6日 改訂